

仕様書の内容等に対する質問及び回答

案件名：街路樹診断業務（東4丁目線ほか）

質 問	回 答
1 一人で業務を遂行しても良いですか。その際、現場代理人と主任技術者が同一人物となります。差し支えないでしょうか。	現場代理人と主任技術者が同一人物になることは差し支えありません。ただし、特記仕様書に記載のとおり、下記についてご留意ください。 「4. 特記仕様書（6）成果品については、主任技術者以外の樹木医により照査を行い、漏れや誤り、記入ミス等がないことを確認すること。報告時に照査報告書を提出すること。」
2 業務着手にあたっての業務着手届や樹木医の指定通知書・経歴書や業務行程表の書面は落札後、もらえますか。	業務着手届や主任技術者選定通知、業務工程表は、下記札幌市ホームページよりダウンロードしてください。 https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/nyusatsujoho/index.html 【契約管理課「入札情報サービス→共通ファイルダウンロード」のページへ】
3 現地での診断にあたっての官公庁への必要な届け出とはどのようなものですか。	具体例として、「道路使用許可申請」や「道路占用許可申請」が挙げられます。詳細は着手後に所管する官公庁へ協議の上、申請してください。 <p style="text-align: right;">（回答日：令和6年4月19日）</p>

※ 質問内容は、趣旨を損なわない範囲で修正・要約することがあります。